

平成 30 年 5 月

(公社) 岐阜県建築士会 福祉まちづくり建築士  
相談員派遣制度について (ご案内)

平素は、(公社) 岐阜県建築士会の活動にご理解、ご協力をいただき厚く御礼申し上げます。昨今では高齢者の割合が 4 分の 1 を越える超高齢時代の中、高齢期においても在宅での暮らしを続けるために住まいの安全安心への必要性が高まっています。2025 年を見据えた地域包括ケアシステムの中心にある「住まい」に関わっている建築士が地域の中でその職能を活かして相談に応じることができたらという思いで (公社) 岐阜県建築士会 「福祉まちづくり建築士」49 名が誕生しました。

今年度より公益事業として地域の皆様へ建築士の職能を生かした活動をしたいと存じます。

別紙のように相談事業を始めますので活用いただけましたら幸いです。

お問い合わせ先

(公社) 岐阜県建築士会

〒500-8384

岐阜市藪田南 5 丁目 14 番 12 号

岐阜県シンクタンク庁舎 4 階

T E L 058-215-9361

F A X 058-215-9367

info@gifukenchikushikai.or.jp

(公社) 岐阜県建築士会

# 「福祉まちづくり建築士」

## 相談員派遣制度

相談費無料

住み慣れた住まいで安全・安心に暮らすことが出来るよう、あなたの町の住まいの専門家「福祉まちづくり建築士」が相談に伺います。



「福祉まちづくり建築士」(福まち建築士)とは  
建築士会所属の建築士で、他職種と連携して地域で高齢期に対応した住まいの  
相談に応じることができるよう研修をしながら活動している建築士。  
福祉まちづくり研修修了者で建築士会会長が任命する者。

相談員派遣依頼用紙に記入し建築士会事務局  
までFAXでお申し込みください。

**F A X 058-215-9367**

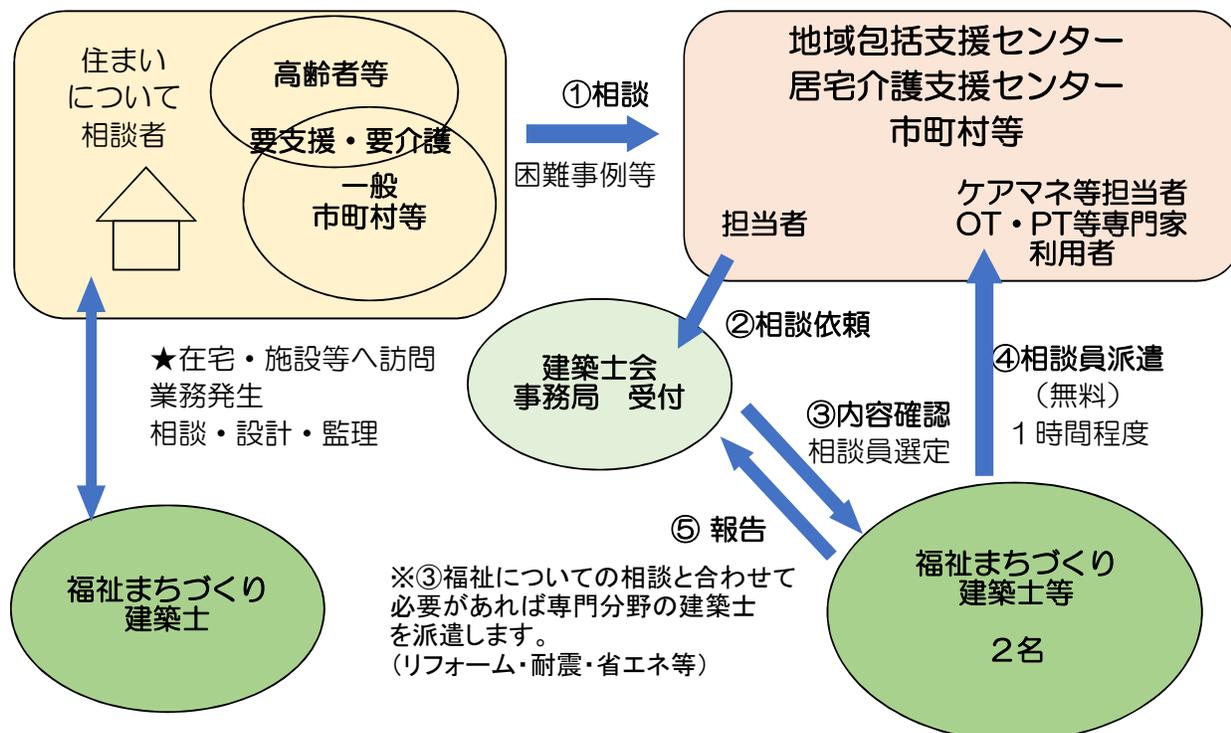
(公社) 岐阜県建築士会 公益事業

事業予算がなくなり次第終了します

## (公社) 岐阜県建築士会「福祉まちづくり建築士」相談員派遣制度

2000年以降の介護保険制度の導入などを経て、地域包括ケアシステムの構築を目指す中で、生活の基本となる場所である住宅の改修工事において、医療・福祉分野と建築との連携が不足している現状が浮き彫りになってきました。そこで、岐阜県建築士会では建築士の職能を生かし安心・安全に住み慣れた住まいで暮らすことができるように多職種と連携することができる「福祉まちづくり建築士」を育成し、地域包括支援センターをはじめ居宅介護支援センター、市町村等の相談に対応できるような制度をはじめました。

お住まいの地域の建築士が相談に伺いますので活用してください。



### 相談派遣制度の流れ

- ①相談申込 相談者または住宅改修担当者が、地域包括支援センター等に相談を申し込む。
- ②相談依頼 地域包括支援センター等担当より建築士会事務局へ相談員派遣依頼用紙にてFAXで依頼する。
- ③内容確認 士会事務局は担当地域の福まち建築士を選定し相談業務を依頼をする。必要に応じて他の専門の相談員を派遣することも可能。
- ④相談 依頼を受けた福まち建築士2名は、地域包括センター等担当者と日程を調整する。相談を依頼された場所（地域包括支援センター等）で相談活動をする。
- ⑤報告 相談を担当した建築士は、建築士会事務局に業務経過報告書を提出する。
- ★業務 相談者から改修案作成等の依頼があれば、個別に設計・監理業務契約を行い業務に当たります。

## (公社) 岐阜県建築士会「福祉まちづくり建築士」の活動について

2018年4月

はじめまして(公社)岐阜県建築士会「福祉まちづくり建築士」です。

**「福まち建築士」**と呼んでください。

今年度より(公社)岐阜県建築士会では「福祉まちづくり建築士」が活動をはじめます。

私たち「建築士」はお医者様と同じようにそれぞれが専門を持って仕事をしています。住宅の設計、設備、構造、また公共建築に携わっている者、まちづくりの専門家もいます。新築、リフォームにおいても省エネ、耐震、バリアフリーといったことを得意とする建築士もいます。

昨年度、住み慣れた**「住まい」**で安心・安全に暮らすための地域の担い手の一員になりたいと思う建築士が研修を終了し**「福まち建築士」**として登録をしました。

既に介護保険の住宅改修に長く携わっている建築士もいれば親の介護の経験やご自身の病気をきっかけに建築士としての職能が活かせるのではないかという思いで**「福まち建築士」**として活動を希望した者、また福祉に興味があるという若い建築士もいます。

岐阜県建築士会に所属の一級・二級建築士で、**「住まい」**に関しては経験豊富です。医療、介護、福祉についてはまだまだ勉強不足ですが、皆様の活動や研修に協力、参加をさせていただくことで地域に暮らす高齢者や身体の不自由な方を支える担い手になりたいと考えています。

医療、介護、福祉の関係の皆様と連携して活動をしたいと思いますので今後ともよろしく  
お願い致します。

## 「福まち建築士」にできること

### ① 建築士は「わかりやすく説明する」ことが得意です。

介護保険の申請等で業者から出てきた見積もりや図面がケアマネジャーでは解読が難しい、疑問があると思ったら相談をしてください。

その時に耐震が心配、省エネにも配慮したい、バリアフリーを考えているなどの要望が利用者からある場合は、その専門知識を持っている相談員を派遣することができます。

### ② 建築士はたくさんの引き出しをもっていてその中から提案することができます。

段差の解消をしたいけれどどんな方法があるの？費用はどれくらいかかるの？

滑りにくい材料ってどんなものがあるの？

4月からの改正で相見積もりが推奨されます。

見積もりを見て工事の内容や材料の特徴を説明することができます。

適材適所の材料を提案して一緒に考えることができます。

### ③ 建築士はプランニングを仕事としています。

利用者や介助者の動線を考えて家族みんなが生活しやすい間取りを提案することができます。

終末ケア 末期がんなど自宅で過ごされる方も多くなりました。

介護がしやすい間取り、必要な機器への対応などを一緒に考えることができます。

### ④ 建築士は将来を見据えた提案ができます。

今必要なことだけでなく将来のことなどライフサイクルに合わせて総合的に考えて提案することができます。

大改修を提案されたけれどほんとにそこまで必要なのかの判断に困ったら相談ください。住まいの工夫や福祉用具を利用する方法、部屋の模様替えをすることで安価にできるかもしれません。どんな状態まで自宅に住み続けたいのかを一緒に考えることができます。

### ⑤ 建築士は住環境に配慮したプランを提案することができます。

他職種の方からの情報によりその方の身体に合わせた住まいの提案と一緒に考えることが出来ます。

認知症の方には、わかりやすい工夫、慣れ親しんだ生活を継続するための方法を一緒に考えることができます。

片麻痺の方、リウマチの方など疾病に配慮して残った能力を上手く使って生活ができるような提案を一緒に考えることができます。

介護は大変です。介護家族のプライバシーへの配慮、利用者も家族も穏やかに暮らせるような配慮を一緒に考えることができます。

ヘルパーさんが気持ちよく働いてもらえるような空間づくり。

家族がいない時に在宅へサービスが入ることへの不安などプライバシーへの配慮。

通所サービス利用や外出する時のアプローチ、送迎バスの駐車スペースなどご近所への配慮など一緒に考えることができます。

⑥ 建築士は多様な意見をまとめて総合的に提案することができます。

相談者のご意見はもとより、医療に携わる医師、看護師、理学療法士、作業療法士や施工業者・福祉用具事業所などの多様な専門家の異なる意見を、限られたスペース・予算の中で、総合的にまとめる提案ができます。

⑦ 具体的な相談ではないが、建築用語、図面の見方、材料のことを勉強したい。

一緒に勉強させてください。（1時間程度）

少人数（15名程度まで）の勉強会として利用してください。

※1時間以上、15名を越える研修等の場合は業務となる場合がありますので個々の建築士とご相談ください。

私たち「福まち建築士」にできることがありましたらお気軽に相談をしてください。

